

第4章 広島豊かな「生物多様性の保全」

【目指す姿】

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人との共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽に触れ合える場が身近に確保されています。

第1節 生態系の保全と野生生物の種の保護

1 生物多様性の保全

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として751種（うち11種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、オグラセンノウなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、シカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

さらに、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、こうした外来生物による被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定され、平成17年10月から施行されました。この法律により、指定された外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されています。本県においてもアライグマやアルゼンチンアリなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。

また、平成20年6月に施行された「生物多様性基本法」において、地方公共団体の責務として、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策等を策定し実施することが明記されました。本県においても総合的かつ計画的な施策の推進について検討する必要があります。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成15年）

分類群	県内種数	選定種数	カテゴリ別種数				
			絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足
哺乳類	43	19	3	4	3	6	3
鳥類	302	39	0	9	6	17	7
爬虫類	16	5	0	0	1	3	1
両生類	19	9	0	2	3	4	0
淡水魚類	84	18	0	11	3	4	0
昆虫類	8,318	152	4	23	41	84	0
クモ類	389	3	0	0	0	3	0
甲殻類	23	3	0	1	0	2	0
陸淡水産貝類	133	37	1	4	9	15	8
小計	9,327	285	8	54	66	138	19
種子植物	2,625	304	3	67	109	101	24
シダ植物	303	50	0	13	16	20	1
コケ植物	719	54	0	38	10	4	2
淡水藻類	1,258	11	0	1	0	0	10
地衣植物	382	14	0	3	8	3	0
菌類	700	33	0	0	9	24	0
小計	5,987	466	3	122	152	152	37
合計	15,314	751	11	176	218	290	56

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種名	分類	種名	分類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計11種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 特定野生生物種

種名	分類	種別
ミヤジマトンボ	昆虫類	1種

資料：県自然環境課

図表 4-1-4 野生鳥獣による農作物被害額（単位：百万円）

区分	H18	H19	H20	H21	H22
イノシシ	426	449	437	446	573
シカ	25	36	57	77	70
サル	27	27	15	23	40
その他獣類	43	38	16	20	24
鳥類	145	158	110	102	141
計	666	708	635	668	848

資料：県農業技術課

生態系の保全と
野生生物の種の保護

【環境の状態等を測る指標】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H21)	現状値 (H22)	目標値	目標 年度
鳥獣保護区面積	ha	62,898	62,698	63,800	H23
レッドデータブックひろしま掲載数	種	751	751	設定なし	
希少種（レッドデータブックひろしま掲載種）の保護活動団体数	団体	調査・設定中			
里山林整備面積	ha/年	313	423	同程度を整備	設定なし
生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	165	446	200	H27
ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	4 (H21) 38 (H20) 7 (H19)	105	52 頭以内※	H23
イノシシ年間捕獲頭数		17, 643	25, 345 (速報値)	16, 000	
ニホンジカ年間捕獲頭数		4, 808	5, 301 (速報値)	4, 125	

※ 特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画に定める除去頭数の上限値（広島県、島根県、山口県の合計）

【取組状況】

（1）生物多様性地域戦略策定の検討

ア 生物多様性保全推進事業 【自然環境課】

生物多様性を適切に保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる仕組みを構築するため、本県の自然的・社会的条件に応じた総合的、基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定に着手します。

【平成 22 年度実績】ため池や草原などの里地里山の自然的社会的現況調査を実施するとともに、生物多様性保全推進検討会を設置し保護区の制度設計や保護活動の推進体制について検討。

【平成 23 年度内容】平成 22 年度の検討会の検討結果やレッドデータブックひろしま改訂事業の調査結果に基づき、生物多様性保全推進検討会で検討を重ね、生物多様性地域戦略の骨子を策定。

（2）生物多様性を支える基盤づくり

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 【自然環境課】

ミヤジマトンボ（特定野生生物種）の生息地の環境が海砂の侵入により悪化しているため、その生息環境を整備するとともに、台風等による生息地の破壊に伴う絶滅のリスクを回避するため、幼虫の人工孵化・飼育を行います。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息環境整備等について検討するとともに、海砂の除去、草刈等を実施し、生息環境を整備。また、絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。

イ アビ生息調査 【自然環境課】

県鳥に指定されているアビ（指定野生生物種）について、その飛来数を調査し保護対策を行います。

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】生息海域において、飛来数調査を実施。

ウ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めます。

【平成 22 年度実績】 広島県、山口県、廿日市市、大竹市、岩国市、柳井市で組織する「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」により防除モデル事業を実施。自治会向けにアルゼンチンアリー斉防除マニュアルを作成。

【平成 23 年度内容】 「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除への取組を促進します。また、特定外来生物初期防除事業（平成 23 年度新規）を実施することにより、特定外来生物（アライグマ等）の侵入初期の防除を行うための経費を市町に助成し、生息域の拡大の防止に努めます。

エ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行います。

【平成 22 年度実績】 八幡湿原自然再生協議会等との連携により、事業跡地の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。また、八幡湿原自然再生シンポジウムの開催や八幡湿原自然再生事業ニューズレターの発行により、取組内容を全国へ情報発信。

【平成 23 年度内容】 工事完了後の植生の変化や、事業の効果と影響を調査するとともに、今後の維持管理の方針等について検討。

オ 公共事業や開発事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】 規模の大きな事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

カ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【平成 22 年度実績・平成 23 年度内容】 道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(3) 生物多様性の県民への周知**ア レッドデータブック（RDB）ひろしま2003改訂事業 [自然環境課]**

絶滅のおそれのある野生生物を選定するレッドデータブックの改訂業務（平成 21 年度～平成 23 年度）を実施し、第3次RDBを作成します。

【平成 22 年度実績】 レッドデータブックひろしま 2003 の改訂のための調査・作業及び検討会を実施。

【平成 23 年度内容】 改訂作業の最終年度に当たり、引き続き調査・作業及び検討会を実施、レッドリストの取りまとめ。

イ 愛鳥週間ポスター及び標語募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスター及び標語を募集し表彰します。

【平成22年度実績】ポスターの応募数：299点（小学校98，中学校99，高等学校102）

標語の応募：201点（小学校166，中学校15，高等学校20）

【平成23年度内容】引き続き，ポスター及び標語を募集し鳥獣保護の意識啓発を実施。

平成23年度愛鳥週間ポスター特選（平成22年度募集分）



福山市立神辺小学校1年
坂本 凜さん



広島なぎさ中学校3年
大崎 永莉さん



広島県立廿日市西高等学校1年
吉井 溪さん

(4) 地域における人と自然との関係の再構築

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であり、人の生活や経済活動と野生動物の間の軋轢の解消を図るための適切な管理（個体数調整を含む。）を行うことが求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を前提として、西中国山地に生息する地域個体群を山口県・島根県の3県で保護管理を行います。

【平成22年度実績】特定鳥獣保護管理計画（第2期）に基づき、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの管理を実施。また、イノシシ、ニホンジカについては捕獲数のモニタリング調査を実施するとともに、ツキノワグマについては山口県、島根県と合同で生息調査を実施。

【平成23年度内容】イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについて、次期特定鳥獣保護管理計画（H24～H28年度）を策定。

イ 野生動物保護管理対策検討事業 [自然環境課] 【新規】

人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の管理手法の導入について検討します。

【平成23年度内容】広島県が目指す野生動物の保護管理の方向性、関係機関の役割分担及び体制等について専門家及び関係機関から構成される検討委員会において検討。

ウ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

エ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討、実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度による支払いを実施します。

【平成22年度実績・平成23年度内容】構成9市町により、保護管理対策について検討・実施。

オ 被害防止の普及啓発 [自然環境課]

ツキノワグマによる人身被害防止のため、小学生を対象に普及啓発を行います。

【平成22年度実績】庄原市立口北小学校及び庄原市立庄原小学校、安芸高田市立美土里小学校、安芸太田町立津浪小学校で、ツキノワグマの生態や対処法について、啓発事業を実施。

【平成23年度内容】引き続き、小学生を対象とした講座を3校程度で実施する予定。

カ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第10次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定します。

【平成22年度実績】鳥獣保護区の更新実績（7箇所3,133ha）。

【平成23年度内容】鳥獣保護区の更新予定（14箇所5,791ha）。